

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 地震発生において町及び防災関係機関は、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するために、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県南広域振興局土木部	1 所轄する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所	2 災害対策基本法に基づく町長又は県に対する区間指定の指示
水沢警察署	交通規制
岩手県交通株式会社胆江営業所	バスによる緊急輸送

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 輸送機関との連絡調整 2 交通規制等の処置に係る関係機関との連絡調整 3 ヘリコプターの応援要請 4 臨時ヘリポートの設置
	財政課	1 町有車両等の集中管理及び配車 2 町有車両等の燃料の確保 3 物資等の緊急輸送 4 緊急通行車両確認証明書等の申請
建設部	建設課	1 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示並びに交通規制の実施 2 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋りょうに係る障害物除去 4 冬季における生活道路及び緊急輸送道路の確保のための除雪及び排雪等の対策
各 部	各 課	所管する応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

- (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

① 防災拠点

町本庁舎、中央生涯教育センター

② 輸送拠点

ア 輸送拠点

町民文化体育館、中央生涯教育センター、各地区生涯教育センター

イ 航空輸送拠点

町で指定しているヘリポートは次のとおりである。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

ウ 交通拠点

東北自動車道 水沢 IC・北上金ヶ崎 IC

3 緊急輸送道路の指定

- (1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- (2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ① 高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路
 - ② 防災拠点等へのアクセス道路
 - ③ 上記の代替道路

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- ① 道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握すると共に、金ヶ崎町建設業協会と締結した災害時における協定に基づき、道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。
- ② 町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、必要な資機材の確保に努めるものとする。

(3) 排雪場所の確保

町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ排雪場所を指定する等、排雪場所の確保に努めるものとする。

(4) 道路啓開等の方法

- ① 道路上の瓦れき・泥土等の障害物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型钢、覆工板等により応急復旧する。

(5) 迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両(以下本節中「緊急通行車両等」という。)以外の車両の全方向への通行を禁止する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間帯別に車両(緊急通行車両等を除く。)の通行を禁止し、又は制限する。

③ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- ② 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官、消防職員又は交通指導隊員が自らその措置を行う(自衛官、消防職員又は交通指導隊員にあっては、警察官がその場にいない場合に限る。)

- ④ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として規制標識を設置する。
- ② 標識を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限し

たことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。

③ 規制標識には、次の事項を表示する。

- | |
|--------------|
| ア 禁止又は制限の対象 |
| イ 規制する区域及び区間 |
| ウ 規制する期間 |

④ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

⑤ 交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

⑥ 道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び交通指導隊員が行う。

(4) 連絡の系統

① 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

② 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

③ 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者、警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

④ 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。

⑤ 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。

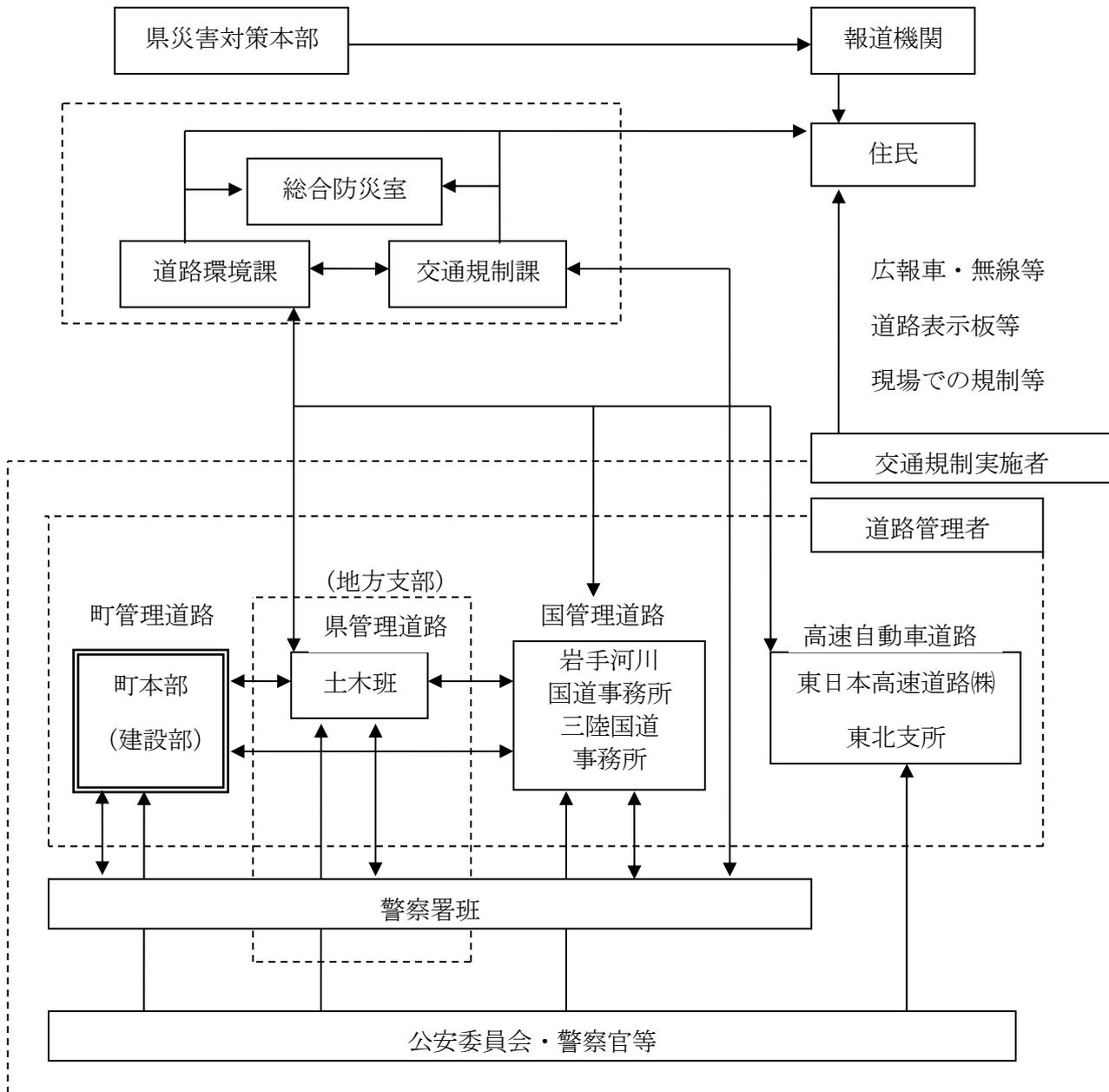
⑥ 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。

⑦ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

⑧ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

- | |
|------------------------------|
| ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条） |
| イ 道路法に基づく規制（同法第 46 条） |
| ウ 道路交通法に基づく規制（同法第 4 条―第 6 条） |

交通規制連絡系統図



※この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

- ① 町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、若しくは民間事業者等において規制除外すべきと認められる車両については、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を県公安委員会に提出あるいは提出させ、あらかじめ届出済証の交付を受ける。
- ② 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会(交通規制課又は警察署)に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 通行日時
イ 輸送人員又は品名	オ 通行経路(出発地、目的地)
ウ 使用者の住所及び氏名	

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めたときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。
- (6) 県は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 町その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資

輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

(2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。

- ① 応急復旧対策に従事する者
- ② 食料、飲料水その他生活必需品
- ③ 医療品、衛生資材等
- ⑤ 応急復旧対策用資機材
- ⑥ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ① 町及び防災関係機関等は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- ② 町及び防災関係機関は、それぞれが保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要請する。

(2) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

① 公用車の集中管理

ア 1号非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。

イ 各部は、1号非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

ウ 各部は、公用車を使用する場合は、財政班長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (ア) 輸送貨物の所在地 | (カ) 荷送人 |
| (イ) 輸送貨物の内容及び数量 | (キ) 荷受人 |
| (ウ) 輸送先 | (ク) その他参考事項 |
| (エ) 輸送日時 | |

② 運送事業者の保有する自動車の調達

ア 産業部長等は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、総務部長に連絡し、その確保を図る。

イ 総務部長は産業部長等から連絡を受けた場合は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、必要に応じて町本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

③ 事前準備

総務部長は、民間のバス・トラック等の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

① 人命及び身体の保護上緊急を要するとき

② その他輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

① 町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあることを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 人員・輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

② 自衛隊機を希望する場合における手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

(4) 臨時ヘリポートの設置基準

臨時ヘリポートの設置は、臨時ヘリポート設置基準のとおり設置するものとする。

(5) 臨時ヘリポートの現況

町における臨時ヘリポートは次のとおりである。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

4 知事への輸送関係の依頼

町長は、前各号に掲げる輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第 71 条の規定に定めるところにより、知事に対し従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一義とした災害警備活動を行う。

第2 実施責任者及び担当部

実施機関	担 当 業 務
町本部長	県本部が行う金ケ崎町の地域における災害警備に対しての協力体制整備
公安部長	1 情報の収集・伝達 2 救出・救助活動 3 避難誘導活動 4 交通規制 5 検視・死体調査 6 警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の整備及び応援に係る連絡調整 7 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要求 8 災害警備用装備資機材の整備 9 警察施設等の防災対策の推進 10 職員を対象とした防災訓練の実施

〔町本部の担当〕

町本部における担当部は、防災部とする。

第3 協力体制

- 1 町本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。
- 2 上記における関係機関は、次のとおりとする。
 - (1) 金ケ崎町消防団
 - (2) 金ケ崎町防犯協会
 - (3) 水沢地方交通安全協会金ケ崎分会
 - (4) 金ケ崎町交通安全対策協議会

第4 実施要領

- 1 町本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

町本部長が提供する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

1 災害の種別	6 避難者の状況
2 災害の発生した日時	7 主要交通機関、通信機関の被害状況
3 災害の発生した場所又は地域	8 被害予想地域（山崩れ、洪水等）の状況
4 当該地域の気象情報	9 主要道路の状況
5 被害の概要及び主要被害の状況	10 町内の治安状況

- 2 町本部長及び県本部長が災害対策基本法第57条及び第79条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第2章第5節「通信確保計画」及び本章第3節「通信情報計画」による。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、防災関係機関と連携を図り火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町及び消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「緊急消防援助隊要綱」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請 5 消防水利確保のための除雪及び排雪
消防部	消防班	消防活動に関すること

第3 実施要領

1 町本部長の措置

(1) 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

④ 応急活動体制の確立

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を要請する。

イ 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

ウ 町本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

オ 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、臨時ヘリポート及び補給基地を確保する。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

(2) 情報の伝達

火災警報を発令した場合は、関係部・課、消防団及び住民に対し速やかに伝達するものとする。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令
 - イ 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ③ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ④ 消防機関の長、消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効果的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは、効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(3) 救急及び救助活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- ③ 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送する。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子ども、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達及び避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ④ 住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ⑤ 災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、地区センター等と連携を図り、居所の把握及び連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- ① 消防職員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- ② 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧 5 水防関係資機材燃料の調達 6 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
町水防団(町消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防箇所等の監視及び報告 2 危険箇所等の応急水防作業
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒
岩手河川国道事務所	2 所管する河川等の応急復旧
胆沢平野土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する水門、水路、ため池等の監視及び警戒 2 所管する水門、水路、ため池等の応急復旧
岩手中部土地改良区	
永沢土地改良区	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動の連絡調整 2 水防関係資機材燃料の調達 3 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
建設部	建設課	河川管理等
消防部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防箇所等の監視及び報告 2 危険箇所等の応急水防作業

第3 実施要領

- 1 洪水による水災を警戒し、又は防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。
 - (2) がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難・誘導等の警戒体制を強化する。
 - (3) アンダーパスの安全は、警察署、消防署及び消防団が連携して巡視等により確保する。
- 2 町本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。
- 3 災害による警戒区域の設定等については、第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保、訓練の実施等、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- 3 町は、職員の配備状況を把握し、負傷等により人員が不足した場合は、必要に応じて、県に人材派遣等の要請を行う。
- 4 町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、当該物資等に不足が生じた場合、又は町において入手が困難な場合は、県が保有する物資等を要請し、物資等の確保に努める。
- 5 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策への協力
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北農政局岩手拠点	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく人命又は財産に係る部隊派遣

日本放送協会盛岡放送局	町本部長からの要請に基づく災害報道の実施
(株)IBC 岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
奥州エフエム(株)	
(株)岩手県交通胆江営業所	救援物資及び被災者の輸送
(社)岩手県トラック協会	
一般社団法人奥州医師会	医療及び救護の実施
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の派遣調整
東北運輸局	所轄する運送業者に対する緊急輸送の協力要請

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総合政策課	1 報道機関に対する報道協力要請 2 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
	出納室	義援物資及び義援金の受付
防災部	生活環境課	1 大規模災害時における近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の受入等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整 6 廃棄物処理に係る資機材等の県本部へのあっせん要請 7 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっせん要請
民生部	住民課	遺体処理用資機材等の調達に係る県本部に対するあっせん要請
	保健福祉センター	1 応援部隊の宿泊施設の確保 2 社団法人奥州医師会への医療救護班の派遣要請 3 県への医療救護班の派遣要請 4 他の市町村への医療救護班の派遣要請

産業部	農林課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 米穀の調達に係る東北農政局岩手農政事務所に対するあっせん要請 2 肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3 農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 5 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 6 畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 7 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 8 木材の調達に係る県木材協同組合連合会に対するあっせん要請 9 上記物資の県本部に対するあっせん要請
	商工振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会に対するあっせん要請 2 県本部に対する輸送車両等のあっせん要請
建設部	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2 県への応急危険度判定士の派遣要請 3 上記物資の県本部に対するあっせん要請
水道部	水処理センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧の応援要請 2 上記物資の県本部に対するあっせん要請 3 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る各市町村に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請
教育部	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請 2 被災児童生徒の受入に係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る(財)岩手県学校給食会に上記物資の県本部に対するあっせん要請

第3 実施要領

(1) 全市町村による相互応援

- ① 町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び災害時における物資確保及び供給に関する協定」参照)に基づき、相互に応援協力する。

② 町に大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市等を通じて応援要請を行う。

応援調整市		担当課	電話番号		F A X 番号
			防災関係無線	有線電話	
正	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2219	0198-24-0259
副	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	0192-26-4477

③ 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供およびあっせん
- エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- オ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- キ その他特に要請のあった事項

④ 被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援の期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

⑤ 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と相互応援協定を締結するよう努める。

2 県による市町村応援要請

① 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。

② 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

3 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して応急措置の実施もしくは応援を求めようとする

場合、又は町もしくは他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして県本部防災危機管理監に対して口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ① 被害の種類及び状況 | ④ 応援場所及び応援場所への経路 |
| ② 応援を希望する機関名(応援のあつせんを求める場合のみ) | ⑤ 応援の期間 |
| ③ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等 | ⑥ その他参考事項 |

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ① 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- ② 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

4 団体等との協力

町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 応援部隊の受入体制

町本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の選定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (3) 派遣部隊の宿泊施設の準備
- (4) 派遣部隊の駐車場の選定

7 経費の負担方法

- (1) 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

8 国内外からの義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資

① 義援物資の受付

ア 町本部長は、送付された義援物資を受け付け、被害者に配分するまで適切に保管する。

イ 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握のうえ、その内容を県、報道機関等を通じて公表する。

ウ 町本部長は、義援物資の仕分及び配布作業の人員確保のため、ボランティア等の活用を検討する。

エ 町本部長は、報道機関及びインターネットを通じた情報提供体制を整備し、以下のような情報提供又は呼びかけができるようにする。

(ア) 他市町村及び企業に対しては、被災地が必要としている物資の情報を提供する。

(イ) 個人に対しては、できるだけ義援金による支援の協力を呼びかける。

② 配 分

県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資については、町本部長が被災者に配分する。

(2) 義援金

① 義援金の受付

町本部長は、送付された義援金を受け付け、被災者に配分されるまでの間は適切に保管する。

② 配 分

義援金収集体等から送付された義援金については、町本部長が被災者に配分する。配分に際しては、義援金配分委員会等を組織し、協議の上配分する。

(3) 海外からの支援受入れ

受入に当たっては、支援の種類、規模、到着予定日、場所等を確認の上、その支援受入れが円滑にできるよう、県本部長と連携を図る。

災害時における相互応援体制

